

議 第 13 号

重点支援地方交付金の拡充を通じた地方創生の  
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
總 務 大 臣 宛 て  
財 務 大 臣  
内閣府特命担当大臣（地方創生）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

重点支援地方交付金は、エネルギー価格高騰対策、地域公共交通の確保等、その時々の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地域の実情に応じた政策展開に寄与してきた。

しかしながら、米に代表される食料品価格の高止まりで家計の負担が増しているほか、仕入れ価格の高騰を商品価格に転嫁できず、事業者も資金繰りが悪化するなど、地域経済は厳しい状況に置かれている。

物価高の克服による国民の安全・安心の確保に向けては、地域の活力増進が重要であり、国と地方が一丸となって、住民生活及び事業経営等へのきめ細かな支援に取り組むことが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、重点支援地方交付金の拡充を通して、地方創生を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 地方自治体が自立的に課題解決に取り組める環境を整えるため、重点支援地方交付金に必要かつ十分な額を措置すること。
- 2 重点支援地方交付金を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 重点支援地方交付金の効果的かつ効率的な運用のため、地方自治体に対して、制度の趣旨、要件等について丁寧な説明を行うとともに、技術的支援を適切に講じること。